

平成 30 年度 豊中市地域防災計画－改正の概要－

(1) 豊中市地域防災計画 改正の背景と改正方針

豊中市地域防災計画（平成 27 年度（2015 年度）改正）について、平成 27 年度以降に改正された法令や上位計画等の内容を反映するとともに、大阪北部地震、平成 30 年台風第 21 号等への対応を踏まえた防災対策を強化するため、改正を行いました。

<豊中市地域防災計画（平成 27 年度改正）>

○国の主な動向

- ・ 鬼怒川の洪水被害（平成 27 年）、熊本地震（平成 28 年）等を踏まえた防災対策の強化
- ・ 災害対策基本法、水防法、南海トラフ地震対策特別措置法等の改正
- ・ 防災基本計画の改正
- ・ 防災に関する指針・ガイドラインの策定・改定 等

○大阪府の動向

- ・ 大阪府地域防災計画の改正（平成 29 年 3 月、平成 29 年 11 月）
- ・ 大阪府の被害想定の変更等

○豊中市の動向

- ・ 市の災害対応を踏まえた防災対策の強化 等

<平成 30 年度 豊中市地域防災計画 改正方針>

- ① 新たに改正された法律等との整合
（災害対策基本法、防災基本計画、水防法、避難勧告等に関するガイドライン 等）
- ② 大阪府地域防災計画（平成 29 年度改正版）との整合
- ③ 庁内各課・防災関係機関・防災会議委員の意見の反映
- ④ 大規模災害の教訓等の反映

(2) 計画の構成

地域防災計画は、以下の構成とする。

第1編 総 則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第1部 地震災害応急対策計画

第2部 風水害応急対策計画

第3部 その他災害応急対策計画

第4編 災害復旧計画

資料編

◆計画の構成については、現行計画の構成から変更していない

(3) 平成 30 年度 豊中市地域防災計画 主な改正案の内容

① 府地域防災計画の改正に伴うもの

項目	内容	該当箇所
○防災知識の普及啓発 (複合災害等の考慮)	熊本地震の教訓を踏まえ、市民等に普及啓発すべき災害知識として、規模の大きな地震の連続発生や複合的災害の発生も考慮することを追記した。	第2編 予防 P27
○応援・受援体制の強化	近年の大規模災害の教訓を踏まえ、他府県からの応援職員の受入れや府内市町村への応援職員の派遣等の体制強化について記述を充実させた。	第2編 予防 P62
○物資供給の仕組み構築(府緊急援助物資の配送に関する規定)	大阪府の「大規模災害時における救援物資配送マニュアル」を踏まえ、物資を指定避難所等への確に供給する仕組みについて追記した。	第2編 予防 P73
○指定避難所の指定・整備	熊本地震の教訓を踏まえ、指定避難所が使用不能になることがないように、非構造部材を含めた耐震化や非常用電源の確保に努めることを追記した。	第2編 予防 P75
○備蓄物資の配備基準	備蓄物資(食料・生活必需品)の確保について、大阪府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」との整合を図り、記述内容を更新した。	第2編 予防 P86
○避難対策(指定避難所外で生活している被災者の支援)	熊本地震の教訓を踏まえ、自宅・tent・車等の指定避難所外で生活している被災者の把握及び支援について追記した。	第3編 応急(第1部 地震災害編) P153 第3編 応急(第2部 風水害編) P306
○生活再建(民間賃貸住宅の活用)	熊本地震の教訓を踏まえ、民間住宅の借り上げによる応急仮設住宅を積極的に活用することを追記した。	第3編 応急(第1部 地震災害編) P187 第3編 応急(第2部 風水害編) P325
○南海トラフ地震防災対策推進計画	大阪府地域防災計画との整合を図り、「南海トラフ地震防災対策推進計画」に係る章を新たに追加した。	第3編 応急(第1部 地震災害編) P233～237

② 水防法の改正に伴うもの

項目	内容	該当箇所
○下水道施設の災害 予防対策	維持修繕基準の設定等、予防保全を中心とした戦略的な維持管理・更新を推進し、下水道機能の持続的確保に努めることを追記した。	第2編 予防 P44
○浸水想定区域の指定・公表	現行の浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して指定・公表する旨を追記した。	第2編 予防 P51
○要配慮者利用施設における避難確保計画策定等の義務規定	浸水想定区域内の要配慮者利用施設における施設の避難確保計画作成、避難訓練実施の義務規定について追記した。	第2編 予防 P51
○大規模氾濫減災協議会への参画	大規模氾濫減災協議会が組織された場合の会議への参加、大規模氾濫減災対策の推進について追記した。	第2編 予防 P53

③大阪府の被害想定の見直し等に伴うもの

項目	内容	該当箇所
○土砂災害警戒区域の追加指定	土砂災害警戒区域の追加指定に伴い、指定箇所数を改正した。(指定箇所一覧表は資料編へ移動)	第1編 総則 P8 資料編 予防-4
○津波浸水想定区域に関する規定	大阪府の津波浸水想定の見直しにより、大島町3丁目の一部(神崎川以南地域)が新たに津波浸水想定区域に指定されたことに伴い、当該区域住民への周知・避難計画等に係る規定を追記した。	第2編 予防 P77

④災害対策基本法の改正に伴うもの

項目	内容	該当箇所
○災害種別に応じた指定緊急避難場所、指定避難所の指定	災害種別に応じた指定避難所、指定緊急避難場所の指定と、住民等への周知徹底について追記した。	第2編 予防 P74

⑤防災基本計画の改正に伴うもの

項目	内容	該当箇所
○防災知識の普及啓発	市民等の防災意識の高揚にあたり、避難行動要支援者の多様なニーズや男女双方の視点に配慮するとともに、地域コミュニティの活性化・地域防災力の向上を図ることを追記した。また、災害へ備えるための市民への防災知識の普及啓発項目に、避難勧告等の発令時に取るべき行動等について追記した。	第2編 予防 P27～28
○事業所の防災活動	事業所における緊急地震速報受信装置等の積極的活用についての記述を追加した。	第2編 予防 P31
○指定避難所等の老朽化対策	老朽化の兆候が認められる指定避難所等について、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めることを追記した。	第2編 予防 P39
○地下空間の浸水予防対策	避難確保計画の作成にあたり、接続ビル等の管理者等への意見聴取に努めることを追記した。	第2編 予防 P52
○災害情報の共有	大阪府と連携して、災害情報を一元的に把握・共有できる体制を構築すること(人的被害数については、府が一元的に集約・調整)について追記した。	第2編 予防 P60 他
○情報収集伝達体制の強化	孤立する恐れのある住民との情報連絡体制の確保、広報手段としてのLアラートの利用、最新の情報通信関連技術の導入検討等について追記した。	第2編 予防 P64～65
○公共施設等へのヘリサインの整備	誤着陸防止用・道しるべとしての公共施設等へのヘリサイン整備等について追記した。	第2編 予防 P73
○物資輸送の円滑化	物資輸送手段の確保体制の整備にあたっては、輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握に努めることを追記した。	第2編 予防 P73
○指定緊急避難場所、避難路の明示・周知	避難場所への誘導標識を設置する場合、日本工業規格(JIS)に基づく記号を使用し、標識の見方について周知に努めることを追記した。	第2編 予防 P75
○指定避難所の管理運営体制の整備	指定避難所の運営について、住民等が主体的に運営できるような体制づくりに配慮することを追記した。	第2編 予防 P76～77

項目	内容	該当箇所
○避難誘導体制の整備 (住民等の意識啓発)	各種避難情報に対する理解促進を図るとともに、特に土砂災害からの避難に係る住民の意識啓発に努めることを追記した。	第2編 予防 P77
○避難行動要支援者 名簿の適正管理	庁舎被災等に備え、避難行動要支援者名簿の名簿情報の適切管理に努めることを追記した。	第2編 予防 P80
○外国人に対する支援 体制整備	外国人市民、外国人旅行者への対応・支援についての記述を拡充した。	第2編 予防 P82
○帰宅困難者支援体制 の整備	大規模集客施設等の管理者への利用者誘導体制の整備等の働きかけについて追記した。	第2編 予防 P83
○警察・消防・自衛隊の 部隊活動拠点の確保	広域応援の受入れ体制整備の一環として、応援部隊の活動・宿営等のための拠点を確保することを追記した。	第3編 応急(第1部 地震災害編) P105 第3編 応急(第2部 風水害編) P278
○避難勧告等の伝達文 の内容充実、発令範 囲の事前設定	避難勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めることを明記した。また、避難対象が明確になるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定することを追記した。	第3編 応急(第1部 地震災害編) P145~146 第3編 応急(第2部 風水害編) P273~ 275
○避難準備情報等の 名称変更	「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示(緊急)」に、それぞれ名称を変更した。	第3編 応急(第1部 地震災害編) P145~ 146 他 第3編 応急(第2部 風水害編) P274~ 276 他
○避難勧告等の適切な 発令	対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めることを追記した。	第3編 応急(第1部 地震災害編) P146 第3編 応急(第2部 風水害編) P275
○避難所生活長期化に 対応する環境整備	指定避難所の良好な生活環境を継続的に確保するよう努めることを追記した。	第3編 応急(第1部 地震災害編) P155 第3編 応急(第2部 風水害編) P308
○倒壊家屋の解体処理	倒壊家屋の解体等において、解体業者・産業廃棄物処理業者・建設業者等との連携体制を整備することを追記した。	第3編 応急(第1部 地震災害編) P212
○災害廃棄物処理に関 する情報等の周知	災害廃棄物に関する情報や、災害廃棄物処理支援ネットワークや地域ブロック協議会の取組み等について、HP等で公開するなど周知に努めることを追記した。	第3編 応急(第1部 地震災害編) P213 第3編 応急(第2部 風水害編) P338
○被災者の生活支援	住家被害認定調査に関する体制の強化(手続きの簡便化、交付業務支援システムの導入、被害認定調査員の育成等)、被災者台帳の積極的な作成・活用について追記した。	第4編 復旧 P380

⑥土砂災害防止法の改正に伴うもの

項目	内容	該当箇所
○要配慮者利用施設に おける避難確保計画 策定等の義務規定	要配慮者利用施設の所有者・管理者が行うべき、避難確保計画作成、避難訓練実施の義務規定について追記した。	第2編 予防 P51

⑦南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の市の組織体制・情報伝達体制に係る規定の新設

項目	内容	該当箇所
○南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を発表した場合（平成 29 年 11 月より運用）の当面の対応について、新たな章を追加した。	第3編 応急（第1部 地震災害編）P238～240

⑧市の対策強化等

項目	内容	該当箇所
○最新データの反映	人口、建物、法規制等のデータについて、最新の情報を反映した。	第1編 総則 P4～5
○災害情報網の整備	ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を用いた伝達手段の多重化・多様化、最新の情報通信関連技術の導入検討等について追記した。	第2編 予防 P65
○大規模停電時の対応に係る規定の追加	平成30年台風第21号等の対応を踏まえ、大規模停電時の災害対策の強化に係る規定を追加	第3編 応急（第1部 地震災害編）P220 第3編 応急（第2部 風水害編）P343
○土砂災害対応時に係る市の災害対応体制	風水害B号体制（大雨警報[土砂災害]が発表され、3時間後に土砂災害発生危険基準（CL）に到達すると予想された場合）の新設	第3編 応急（第2部 風水害編）P245
○庁内各課、防災関係機関等の意見反映	改正素案に対する庁内各課、防災関係機関等への意見照会を行い、その結果を反映した。	全編
○資料編の内容更新	資料編全編について、最新の情報に更新した。	資料編全編